

## 第七回

### 参第一号

#### 青少年飲酒防止法（案）

##### （目的）

第一条 この法律は、青少年の自覚と克己並びに国民の理解と親切により、青少年が飲酒になじまないようにすることによつて、その天分の素質を養護し、心身共に健全で優良な国民を育てることを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律で「青少年」とは、年齢二十五年以下の者をいう。但し、この法律施行の際、現に年齢二十年以上に達している者は含まないものとする。

2 この法律で「酒類」とは、アルコール含有量三度以上の飲料をいう。

##### （青少年に対する禁止）

第三条 青少年は、医師の指示に基き医療用として使用する場合及び結婚の儀式用として使用する場合を除いては、酒類を飲用してはならない。

2 国民はすべて、青少年に飲酒の機会を与えないように努めなければならない。

第四条 青少年がその飲用に供する目的で、所有し又は所持する酒類は行政の処分で没取することができる。

第五条 年齢を偽りその他虚偽の方法で、自ら飲用に供するため酒類を取得した青少年は、科料に処する。

##### （一般に対する禁止）

第六条 何人も、医師の指示に基き医療用として使用する場合及び結婚の儀式用として使用する場合を除いては、青少年に対しその飲用に供することを知つて酒類を販売し、譲渡し、又は提供してはならない。

2 前項の規定に違反した者は、拘留又は科料に処する。青少年であること又はその飲用に供することを知らなかつた場合においても、その知らなかつたことが過失によるときは同様とする。

第七条 法人の代表者がその業務について前条の違反行為をしたときは、その代表者を拘留又は科料に処する。

第八条 第六条の違反行為をした者が法人又は人の業務について当該法人又は人のために行為をした代理人又は被用者である場合において、当該法人の代表者又は人がその違反行為を知つていたとき、又は知らなかつた場合でも普通の注意をすれば知ることができるはずであつたときは、行為者を拘留又は科料に処する外、その法人の代表者又は人も拘留又は科料に処する。

##### 附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。

2 未成年者飲酒禁止法（大正十一年法律第二十号）は、廃止する。但し、この法律施行

前にした行為の処罰（酒類及び器具の没収、廃棄その他の処置を含む。）に関しては、  
なお、同法は、その効力を有する。

3 少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第三十七条第一項第二号を次のように改める。

二 青少年飲酒防止法（昭和 年法律第 号）の罪

## 理 由

青少年の飲酒の習癖を防止し、もつて国民の健康な素質を養護するため、未成年者飲酒禁止法を更に強化した立法をする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。